

## 規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	金融商品取引法	
規制の名称	取扱有価証券の範囲の見直し	
担当部局	金融庁企画市場局市場課 電話番号： 03-3506-6000(内線2639)	e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和3年7月7日	
事前評価時の想定との比較	<p>取扱有価証券のうち、新たな非上場株式の取引制度(株主コミュニティ制度)の対象銘柄となる「認可協会の規則において流通性が限定されていると認められる有価証券」については、一般投資家に広く流通する可能性は限定的であると考えられるため、インサイダー取引規制及び相場操縦等規制の適用対象外とする見直しを行ったところである。</p> <p>課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は特段生じておらず、また、想定していなかった影響も特段発現していない。</p>	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	<p>事前評価時、遵守費用について、認可協会の規則に基づき限定された投資者の範囲内で非上場有価証券の取引を行う場合には、取引を行う者においてインサイダー取引等に該当するか否かの確認が不要となり、その費用が減少すると見込んでいた。金融商品取引業者等は、他の金融規制全般について、規制遵守のための体制を一体的に整備していることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、想定していなかった影響の発現はなく、事前評価時と大きなかい離はないと考えられる。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
行政費用	<p>事前評価時、行政費用について、行政庁(国)において、認可協会の規則において流通性が限定されていると認められる非上場有価証券の取引を行う場合について、インサイダー取引等に該当するか否かの確認が不要となり、その費用が減少すると見込んでいた。これらの行政費用については、行政庁(国)は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般についてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた行政費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
効果(定量化)	<p>日本証券業協会の創設した株主コミュニティ制度においては、令和3年5月末現在、地域密着型企業を中心に21社について株主コミュニティが組成され、毎年5億円前後の約定金額で推移しており、非上場企業の資金調達が多様化が図られたと考えられるため、事前評価時に見込んだ効果とかい離はない。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
便益(金銭価値化)	<p>規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込まれた効果が発現しているものと考えられるが、指定銘柄の数や約定金額のみをもってその効果を定量的に把握することや、さらにはその効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
副次的な影響及び波及的な影響	<p>当該規制に係る副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
考察	<p>規制の見直しにより、遵守費用や行政費用は減少している一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。したがって、本件に係る特段の見直しは不要と考える。</p>	
備考		